



## 『病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務となりました』

### 病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

そのような状況の中、改正労働施策総合推進法により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組みが、事業主の努力義務となりました。治療と就業の両立支援指針を踏まえ、職場の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と仕事の両立を図るための事業者による取組みは、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあります。ぜひ、職場の両立支援を進めましょう。

### 職場における両立支援の取組み

#### (1) 両立支援の留意事項と環境整備

- ① トップの方針表明により、両立支援の必要性や意義を共有し、治療と仕事の両立を実現しやすい職場風土を醸成する。
- ② 相談窓口の設置や社内制度の周知など、申しやすい環境を整備することが重要。
- ③ 管理監督者をはじめ労働者に研修等で制度等の周知や、協力を得られるように意識啓発を行うことも必要。
- ④ 適切な情報管理体制の整備が必要。

#### (2) 制度・体制の準備

治療と仕事の両立支援においては、短時間の治療が定期的に繰り返される場合、就業時間に一定の制限が必要な場合、通勤による負担軽減のために出勤時間をずらす必要がある場合などがあることから、以下のような休暇制度、勤務制度について、各職場の実情に応じて検討、導入し、治療のための配慮を行うことが望ましいです。

##### ① 時間単位の年次有給休暇

労基法に基づく年次有給休暇は、1日単位で与えることが原則ですが、労使協定を結べば、1時間単位で与えることが可能（上限は1年で5日分まで）。

##### ② 傷病休暇・病気休暇

事業者が自主的に設ける法定外の休暇であり、年次有給休暇とは別に休暇を付与するもの。取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）等は職場ごとに異なる。

##### ③ 時差出勤制度

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となる。

##### ④ 短時間勤務制度

育児・介護休業法に基づく制度とは別のもので、事業者が自主的に設ける勤務制度であり、療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度。

##### ⑤ 在宅勤務（テレワーク）制度

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、パソコンなどの情報通信機器を活用した場所にとられない柔軟な働き方。自宅で勤務することにより、通勤による身体への負担を軽減することが可能となる。

## ⑥ 試し出勤制度

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、長期間にわたり休業していた労働者に対し、円滑な復職を支援するために、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うもの。復職や治療を受けながら就労することに不安を感じている労働者や、受入れに不安を感じている職場の関係者にとって、試し出勤制度があることで不安

を解消し、円滑な就労に向けて具体的な準備を行うことが可能となる。

## (3) 両立支援の進め方

両立支援は、図のように、労働者から事業主への両立支援の申出から始まり、労働者本人の同意のもとに原則として次のような流れで行われます。

### 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

#### ③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



- STEP① 該当労働者の職場での職務内容、勤務時間、通勤方法や時間、利用可能な休暇等制度などを主治医に情報提供する。
- STEP② 主治医から該当労働者の現在の症状、治療予定、退院後・治療中の就業継続の可否、業務内容についての職場における配慮事項等が事業主にもたらされる。
- STEP③ 主治医からの情報をもとに、産業医等の意見も踏まえて職場復帰・両立支援プランを作成し、復帰後等の勤務・フォローの進め方を決める。

(出典：厚生労働省「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、仕事の両立支援ナビ 周知用リーフレット)

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 西山理一 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

### 鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/